津波発生時の避難確保計画

ゆう保育園

2023年 1月　作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

☑ 施設内における掲示
☑ 施設ホームページに掲載
☐ その他　　（　　）

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人　　数			
昼間･夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 12名	昼間 13名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		

別紙１

【施設周辺の避難経路図】

津波時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。

施設所在地		名古屋市南区港東通1-17
避難場所	名称	大生小学校
	住所	名古屋市南区西又兵ヱ町3丁目７６

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
➢ 緊急地震速報 ※１	注意体制確立	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
➢ 伊勢・三河湾に津波注意報の発表 ※１	警戒体制確立	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者等家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
➢ 施設所在地に避難指示の発令 ➢ 伊勢・三河湾に津波警報、津波特別警報（大津波警報）の発表 ➢ 危険の前兆を確認　等 ※１　※２	非常体制確立	避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

※1　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合には、南海トラフ地震発生の可能性が通常よりも高まっていることを踏まえ、施設の状況に応じ、地震発生による津波等から利用者の安全を確保するための体制を確立することが重要である。

※2　強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの避難情報等の発令や気象庁の津波警報等の発表前であっても、施設の被害状況や周辺状況などを踏まえ、自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	インターネット ➢ 気象庁HP（http://www.jma.go.jp/）
避難指示	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） ＳＮＳ（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ➢ 名古屋市サイト(http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

浸水想定区域外への避難が間に合わない場合には、避難場所への避難を原則とする。

ただし、津波の到達時間や利用者の健康状態等により避難場所への避難が困難なといったやむを得ない場合において、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深（基準水位）よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名　称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所（津波避難ビル）	大生小学校	400m	徒歩
指定緊急避難場所以外の避難場所			
屋内安全確保（自施設）	避難不可／2階建		

8. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備　蓄　品	
情報収集・伝達	
避難誘導	利用者名簿、携帯電話1台、懐中電灯1台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、粉ミルク
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おんぶひも2個
そのほか	ウエットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル10枚

9. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

■避難訓練

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法７１条第２項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「別紙２　避難訓練実施報告書」により行う。

避難訓練実施報告書

別紙2

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

届出者（要配慮者利用施設の所有者・管理者）

住　所
氏　名
電　話　　（　　）

下記の通り、水防法第１５条の３、土砂災害防止法第８条の２、津波防災地域づくりに関する法律第７１条に定める避難訓練を実施しましたので報告します。

施設の名称				
施設の住所				
訓練実施日	令和　　年　　月　　日			
訓練の災害想定	□　洪水　□　雨水出水（内水氾濫）　□　高潮　□　土砂 □　津波			
訓練種類・内容（該当する□にチェック）	□　図上訓練	□　情報伝達訓練		
	□　避難経路の確認訓練	□　立退き避難訓練		
	□　垂直避難訓練	□　持ち出し品の確認訓練		
	□　その他（　　）			
	（訓練内容を適時自由記載）			
訓練参加者・参加人数	従業員（全員・一部）　　名（うちパート・アルバイト等　　名） 施設利用者等（全員・一部）　　名（うち通所者　　名） その他訓練参加者：施設利用者の家族　　名 地域の協力者　　名 その他　　名			
確認事項	避難に要した人数	名	避難に要した時間	時間　　分
	□避難先や避難経路の安全性			
	その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法				

※受　付　欄	※経　過　欄

備考１１年間に１回以上訓練を実施する場合、複数の訓練をまとめて報告してもよいものとする。